

こくみん共済 coop 慶應義塾大学寄附講座

「公共私による新しい福祉価値の創造－新しい福祉価値をどのように生み出すか－」

第7回 2025年11月27日

## 「ILO の取り組みと開発途上国における社会保障 ～障がい者への社会保障を例に～」

国際労働機関 (ILO) ジュネーブ本部&バンコク 社会的保護担当官 百瀬 雄太氏

### ■自己紹介 ～国際機関で働くきっかけと途上国の社会保障の実態～

百瀬雄太と申します。私は15年ほど前は大学生で、当時はバックパッカーとしていろいろな国を回るのが趣味でした。その時に、アフリカ、南アジア、中東、南米、中央アジアなどの多くの国を訪問する中で、世界は思ったほど貧しい人で溢れているわけではないと感じました。ただ、そうした国で災害や戦争が起こると、途端に貧しくなってストリートチルドレンが溢れるような状況になってしまいます。そこで、途上国全般を援助することも必要ですが、事故や戦争が起こった時に開発援助する仕組みが必要だ、そのためには政策も要る、そういうものを作る仕事をしたいと考えました。しかし、途上国の開発協力を仕事にすると、就職先が非常に限られる上、望む配属先になれるかどうか難しいのが実情です。そこで私は新興国との仕事が出来そうな外資系のコンサルティング会社に入りました。しかし、どうしても国際協力の中で政策に関わっていきたいということで、25歳からNGOでミャンマーに駐在し、そこでの経験で多くの気づきを得ました。まず、ミャンマーが大変な状況にあるのは間違いないのですが、医療も食料も教育も、全くないというわけではありません。しかし、社会的な弱者が世の中に出ていけないし、そこに貧困があると感じました。例えば日本には「障害者雇用促進法」がありますが、ミャンマーにはありません。そうした政策を作って国を変えていけるのは、やはり国際機関だと改めて気づき、現在はILOで働いています。ここで少し歴史の話をする、ミャンマーではビルマ王朝時代は弱者を守る政策はなく、植民地時代は統治のための政策が優先され、独立後も社会主義政権、軍事政権では治安強化が優先されて、2010年の民政移管でようやく社会政策に目が向きます。このように、弱者が阻害されているのが途上国の実態です。こうした状況を知って国際機関で働きたいという人には、JPO派遣制度があることをお伝えしておきます。

### ■ILOについて ～世界の労働問題を扱う専門機関～

WHOなら医療、WFPは食糧支援、ユニセフは子ども達への基金とわかりやすいのですが、ILOは何をやっているところなのかという質問をよく受けます。基本的には労働問題なのですが、労働問題といってもわかりにくければ、ILOはブラック企業的な問題を扱うと考えるのが最もわかりやすいと思います。途上国であればあるほど政策がないために、労働環境が悪くなります。例えば残業時間が非常に多く、1日16時間や20時間も働かせられたり、最低賃金やハラスメントの問題もあります。ただし、こうした極端な労働問題は解決されつつあって、今は主に仕事の創出、社会的保護の拡充、社会対話の促進、労働者の権利の保障といったことをやるのがILOです。ILOは1919年にできたのですが、その当時のヨーロッパは今の途上国と同じようにひどい労働環境でした。それを直していきたいというのがそもそもの設立の経緯です。そして今でも途上国では同じような問

題があります。労働環境の実態の一例として、ゴム農園で働く人の場合、日本円で月に4万5千円もらいますが、勤務時間は毎日夜の11時から朝8時、貰うお金の半分以上は農園の肥料代としてオーナーに取られる、社会保険には入れないので医療費が高額になるし他の保険に入らざるを得ないけれど非常に高い、長靴や防護服なども自腹で自己負担が給与の60%や70%にもなるということがあります。これが移住労働者になるとさらにリクルートメントエージェンシーが給料の2ヶ月分を持っていく、突然解雇になることもある、逃げ出そうにもパスポートを取られているなど、ひどい環境にあります。これを直していくのがILOの仕事です。もう少し大きな視点でアジア・太平洋地域の雇用情勢をみると、仕事は増えているものの、若年層、女性、移住労働者などが劣悪な環境で働いています。労働時間はアジア全体で長く、あまり良くない安全衛生の中で働かされています。さらに社会的保護もできていません。こうした問題は、ILOが雇用者に個別に話していても部分的な改善に留まり、世界中を良くすることはできません。しかしILOは国際機関なので、国際条約、つまり国際的な労働基準を作ることができます。この国際条約を各国の政府に批准させます。批准させるとは、条約の内容をその国の法律に入れてもらうことです。そうすることで、国が企業に対して法的な拘束力を持ち、労働基準を守らせていくことができます。このように国際条約を定め、各国に批准させて法律を整備することを通して世の中を良くしていくのが、ILOの大きな仕事になります。

#### ■ILOの唱える社会保障 ～バングラデシュにおける障がい年金を例に～

ILOは、社会保障を大きな労働問題と捉えています。日本は医療を低額で受けられたり、年金や雇用保険などの制度がありますが、途上国にはそれらはなかったり、そもそも労働法が整っていないという問題があるのです。病気になる、妊娠する、高齢になる、障がいを持つ、解雇されるなど、さまざまな理由で収入がなくなることがあります。私は障がい者の問題に関わっているのでその話をしますが、障がいがあっても平等だとする社会保障のアプローチは2000年以降、歴史の中でごく最近のものです。世界で障がい年金を受けられている人は、33.5%しかいません。日本では、例えば重度の障がいの場合、月に8万6千円の手当が貰えます。日本では大体214万人の人が「障害年金」を受け取っています。私は2年前にバングラデシュの障がい年金を改善しにいきました。多くの途上国にはない障がい年金がバングラデシュには一応あるのですが、月に約6.56米ドル、日本円で1,000円くらいしか貰えません。そこでILOが政府に提言する際には、まずこの1,000円が妥当かどうかを考えます。対一人あたりGDPで見ると、バングラデシュの障がい年金は5%ですが、同じような経済状況の国でも17%くらいあります。また、貰えている人も89万人、人口の0.5%だけです。世界平均は2.85%で、つまり必要な人に届いていないと考えられます。また、所得制限や申請に必要な面倒な条件が理由で、手当を貰えない人がいます。ILOの仕事は、こうしたことのひとつひとつを近隣諸国の状況などと比較しながら、変えていくよう政府に働きかけることです。障がい者以外にも社会保障が必要な状況は多く、制度があってもいろいろな条件があってもアクセスできないことも多いので、政策対話をし、国際規範を作り、人々に社会保障へのアクセスを伝えていくのがILOの仕事になります。

<文責：こくみん共済 coop >